

[事案 2019-65] 減額取消請求

・令和元年 10 月 29 日 和解成立

<事案の概要>

募集人の説明不十分を理由に、減額の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 26 年 9 月に契約した変額保険について、保険料を減額したが、募集人から、解約控除がかかることや基本保険金額も減額となること等の説明がなかったため、減額手続きを取り消してほしい。

<保険会社の主張>

減額手続きに関し、募集人の説明が不十分であったことは認めるが、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、減額時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。